

金融商品会計（分類・測定）に関する IASB の検討状況

1. IASB は、2011 年 11 月の会議で、IFRS 第 9 号「金融商品」の限定的な修正を検討することを暫定決定し、現在、見直しに向けた議論を行っている。
2. 実務上のフィードバックへの対応、保険会計との相互作用、FASB とのコンバージェンスを念頭に、次の項目を対象とすることとしている。
 - 契約キャッシュ・フロー特性の要件。
 - 金融資産の区分（主契約を金融資産とする複合金融商品について、組込デリバティブを区分するか）
 - 一部の負債性金融商品（debt instrument）について、3 番目の事業モデル（OCI を通じた再測定）を設ける。
 - 上記の派生的影響。
3. 2012 年 1 月では、IASB は FASB と共同で議論を行い、分類及び測定に関する差異を縮小させるために共同で作業を行っていくことに合意したとの、プレスリリースを発表している。
4. 2012 年 2 月では、FASB との共同会議で以下の点を取り上げている。
 - 議論すべき論点の提示と議論の順序（スタッフ・ペーパー5：情報提供目的）
 - 契約キャッシュ・フロー特性の要件（スタッフ・ペーパー5A：暫定決定あり）
 - 両ボードの事業モデルの要件の比較（スタッフ・ペーパー5B：エデュケーション目的）

契約キャッシュ・フロー特性の要件については、これまでの原則を維持しつつも、実務上のフィードバックに対応して、一部の金融商品が契約キャッシュ・フロー特性の要件をクリアすることを明確化する暫定決定を行った。

以上